

鈴鹿市  
国保

# 「鈴鹿市国民健康保険資格確認書」 70歳以上の「資格情報のお知らせ」更新のお知らせ

資格確認書・資格情報の  
お知らせのご案内

保険年金課 ☎059-382-7605 📠059-382-9455 📧hokennenkin@city.suzuka.lg.jp

- ☑現在発行している「資格確認書」と  
「資格情報のお知らせ」の有効期限  
**7月31日(金)まで**

▶70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」  
には有効期限はありません。



- ☑更新後の有効期間  
**8月1日(土)～令和9年7月31日(土)**

▶期間中に70歳や75歳になる方は有効期間が異なります。  
詳しくは同封の文書をご覧ください。

- ☑書類の発送時期  
**7月中旬から順次発送**

▶「資格確認書」は簡易書留で、「資格情報のお知らせ」  
のみを送付する世帯は普通郵便で世帯主宛に送付し  
ます。世帯に被保険者が4人以上の場合は、複数の封  
筒で送付します。

▶鈴鹿市が把握しているマイナ保険証（健康保険証の利  
用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちの方には  
「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格  
確認書」（黄土色）を送付します。いずれも8月1日以  
降にお使いください。

▶有効期限の記載のない「資格情報のお知らせ」をお持ちの方には送付しません。

▶「資格情報のお知らせ」が届いた方は、受診や調剤を受ける際は「マイナ保険証」を利用してく  
ださい。顔認証付きカードリーダーの不具合などにより、医療機関等でマイナ保険証を利用できな  
い場合には「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」を提示してください。「資格情報のお知らせ」  
のみでは受診することはできません。

三重県国民健康保険 有効期限 令和 9年 7月 31日  
**資格確認書**

記号 番号 0000000 (枝番) 01

氏名 鈴鹿 次郎  
生年月日 平成 11年 11月 11日 性別 男  
適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日  
交付年月日 令和 8年 8月 1日  
世帯主氏名 鈴鹿 次郎  
住所 鈴鹿市神戸一丁目〇番〇号

保険者番号 240077  
交付者名 鈴鹿市

鈴鹿市印

## ▲更新後の資格確認書

〒513-0000  
三重県国民健康保険 鈴鹿市神戸一丁目〇番〇号  
鈴鹿 太郎 様

（お問い合わせ先）  
〒513-0000  
三重県国民健康保険 鈴鹿市神戸一丁目11番14号  
国民健康保険課 保険年金課  
電話 059-382-7605

資格情報のお知らせ

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	番号	(枝番)
00	00000000	01

氏名 鈴鹿 太郎  
フリガナ ｽｽﾞｶ ｼﾞﾀﾞﾙ  
性別 男性  
生年月日 令和 8年 8月 1日  
適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日  
交付年月日 令和 8年 8月 1日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーカードにログインすることで、  
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーカードへのアクセスガイドはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない場合があります。この場合は、スマートフォンで資格情報  
を確認し、マイナ保険証をお持ちの場合は、顔認証機能の活用で表示することで受診いただけます。  
（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の交付で  
提示することで受診いただけます。）

下記を折り取ってご利用いただくこともできます。  
（このお知らせのみでは受診できません。）

資格情報のお知らせ

記号 番号 0000000 (枝番) 01  
氏名 鈴鹿 太郎  
フリガナ ｽｽﾞｶ ｼﾞﾀﾞﾙ  
性別 男性  
生年月日 令和 8年 8月 1日  
適用開始年月日 令和 〇年 〇月 〇日  
交付年月日 令和 8年 8月 1日

発行日 令和 8年 8月 1日  
有効期限 令和 9年 7月 31日

発行者 国民健康保険 鈴鹿市

## ▲更新後の資格情報のお知らせ

## こんなときは？



- ☑会社や家族の健康保険に加入した場合  
国民健康保険の喪失手続きが必要です。  
市役所か地区市民センターの窓口、郵送またはインター  
ネットで手続きしてください。



国民健康保険から  
脱退するとき

- ☑有効期限が切れた資格確認書や資格情報のお知らせの処分方法  
各自で住所や氏名などが分からないように裁断するなどして処分してく  
ださい。



財政課 ☎059-382-9041 📠059-382-9040 ✉zaisei@city.suzuka.lg.jp

市の財政状況を皆さんに知っていただくため、予算の執行状況などを公表しています。今回は、令和7年度の予算について、3月31日現在の財政状況をお知らせします。

※収入済額と支出済額は、出納整理期間(4月1日～5月31日)の収支が含まれていないため、決算額とは異なります。  
 ※構成比は、単位未満は四捨五入のため、積み上げと一致しない場合があります。



**一般会計** 市が行う仕事の大部分を賄う予算で、市税や国・県からの負担金などを財源としています。

歳入 (単位 千円)					歳出 (単位 千円)				
科目	予算現額	収入済額	執行率	構成比	科目	予算現額	支出済額	執行率	構成比
市税	31,134,317	31,202,063	100.2%	43.8%	民生費	34,399,595	30,009,216	87.2%	45.0%
国庫支出金	17,609,397	14,188,113	80.6%	19.9%	総務費	11,029,466	7,887,204	71.5%	11.8%
県支出金	6,777,526	5,748,789	84.8%	8.1%	土木費	8,343,776	6,708,574	80.4%	10.1%
地方交付税	5,869,059	5,938,051	101.2%	8.3%	教育費	7,657,506	5,801,216	75.8%	8.7%
地方消費税交付金	4,700,000	5,405,796	115.0%	7.6%	衛生費	7,271,281	5,200,080	71.5%	7.8%
市債	4,491,000	1,227,700	27.3%	1.7%	公債費	4,534,175	4,495,673	99.2%	6.7%
繰入金	4,234,998	0	0.0%	0.0%	消防費	3,659,332	2,438,031	66.6%	3.7%
諸収入	3,341,334	2,415,885	72.3%	3.4%	農林水産業費	2,364,450	1,456,371	61.6%	2.2%
使用料及び手数料	975,747	928,520	95.2%	1.3%	商工費	1,720,093	1,057,672	61.5%	1.6%
地方特例交付金	261,427	262,909	100.6%	0.4%	諸支出金	1,213,104	1,100,000	90.7%	1.6%
その他	3,485,132	3,925,173	112.6%	5.5%	その他	687,159	550,645	80.1%	0.8%
計	82,879,937	71,242,999	86.0%	100.0%	計	82,879,937	66,704,682	80.5%	100.0%

**特別会計** 市が特定の事業を行う場合に、その事務や経理の内容を明確にするため、一般会計とは別に設けたものです。次の4つの会計があります。  
 (単位 千円)

事業名	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	17,425,208	15,185,679	87.1%	15,677,970	90.0%
土地取得事業	154,000	85,750	55.7%	44,854	29.1%
介護保険事業	56,498	0	0.0%	54,576	96.6%
後期高齢者医療	5,402,049	3,274,784	60.6%	4,939,900	91.4%

**市債** 市が第三者からの借入れを行うことによって長期にわたり債務を負うものです。  
 (単位 千円)

区分	現債額	
一般会計債	41,272,593	
内訳	普通債	21,446,864
	災害復旧債	36,514
	臨時財政対策債等	19,789,215

※令和7年度末時点で、特別会計債はありません。

**市税の内訳**

(単位 千円)

科目	予算現額	収入済額	予算対比
市民税	14,451,455	14,557,379	100.7%
固定資産税	13,282,499	13,483,581	101.5%
市たばこ税	1,400,686	1,294,468	92.4%
都市計画税	1,232,000	1,051,256	85.3%
その他	767,677	815,379	106.2%
計	31,134,317	31,202,063	100.2%

**公金の状況**

歳計現金・基金などの保管状況

(単位 千円)

区分	金額	構成比	預託金融機関数
定期性預貯金	3,000,000	16.2%	1
普通預貯金	15,271,948	82.4%	1
市債運用	156,250	0.8%	—
国庫債券	100,131	0.5%	—
現金	1,811	0.0%	—
計	18,530,140	100.0%	—

※一時借入金は、ありません。

**市有財産の状況**

①土地および建物 (単位 m<sup>2</sup>)

区分	土地	建物
普通財産	659,868.16	12,421.55
行政財産	3,134,160.58	256,832.56
教育財産	1,076,593.62	305,824.30
計	4,870,622.36	575,078.41

普通財産…事業用地の先行取得分や事業の代替地など  
 行政財産…事業を執行するために直接使用する財産や公の施設など  
 教育財産…学校、公民館、博物館など

②その他

区分	現在高
有価証券等	16,754,020,588円
物権(地上権)	2,304.78m <sup>2</sup> の内持分100分の34





**対象設備** 家庭用太陽光発電設備、家庭用蓄電池

※次のA、Bいずれかに該当する場合は補助対象となります。

- A** 家庭用太陽光発電設備を設置
- B** 家庭用太陽光発電設備 + 家庭用蓄電池を設置

家庭用蓄電池のみ設置する場合は、補助の対象外となります。



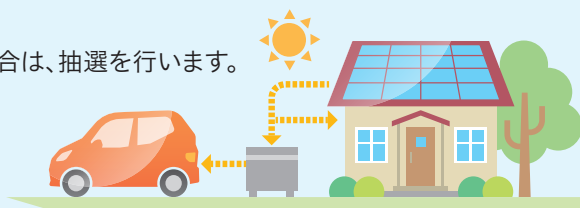
**申込期間**

6月10日(水)～30日(火)

※申込期間中に、総申請額が予算額(810万円)を超えた場合は、抽選を行います。

※抽選日は7月16日(木)を予定しています。

※抽選結果は、電子メールなどで通知します。



**補助金額**

**家庭用太陽光発電設備**…次の①と②を比べて、金額が少ない方に「発電出力(kW)」を掛け算します。 ①1kWあたり7万円 ②1kWあたりの価格(工事費込み、税抜き)

※1,000円未満は切り捨てとなります。 ※上限を10kWとします。

※発電出力はパネルとパワーコンディショナーのどちらか低い方で、小数点以下を切り捨てたものです。

**家庭用蓄電池**…蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※対象は、20kWh以下の蓄電池です。

※補助金の上限は10kWhまでで、1kWhあたり15万5,000円の3分の1までです。

**申込方法**

直接または郵送で申込期間内(平日8時30分～17時15分)に必着で環境政策課へ

**補助の主な条件**

- 固定価格買取制度により売電(FITなどの認定を受ける)をしないこと
- 契約の締結は補助金交付決定後にすること
- 2者以上の事業者から見積を徴取し、より安価な事業者と契約すること
- 令和9年1月15日(金)までに設置を完了し、工事代金の支払を終えること
- 「自ら居住する住宅」の敷地外へ自己託送をしないこと  
※敷地外への自己託送の例:発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る。
- 国や県から他の補助金などを受けて補助の対象となる太陽光発電設備などを設置しないこと
- 発電した電力の30%以上を自家消費し、設置後、指定した期日までに、自家消費の割合を3年間環境政策課へ報告すること

※その他の条件については、本補助金の要綱などをご確認ください。

**その他**

要綱などは、環境政策課、市ウェブサイトで見ることができますので、申請前に必ずご確認ください。